

土浦市高齢者等在宅生活支援配食サービスQ & A

(令和5年4月1日作成)

Q 1 配食サービス利用申請の必要性の判断について

- A 1 配食サービスは「食事の調理及び調達が困難であり、見守りが必要である」場合に、ご申請いただくものです。
Q & Aをご参照いただき、利用をご希望される場合には高齢福祉課にご連絡ください。

Q 2 食事の調理及び調達が困難とはどのような状況か

- A 2 食事の調理及び調達が困難な状況とは、対象者が以下の(1)(2)の両方に該当している場合を想定しております。
- (1) 身体的障害、疾病、認知機能の低下等により調理ができない。
 - (2) 買い物に行けない、親族の支援が受けられない等、食事の調達手段がない。

対象とならないケース(例)

- ・身体状況や健康上の問題がなく、食事を作ったことがない、作るのが億劫などの理由
- ・高齢者のみの世帯の場合などで、どちらかが買い物や調理の支援が可能な場合
- ・車を運転して買い物に行けるなどの食事の調達手段がある場合

※同居家族の方がいる場合でも、“病気で支援ができない”などのご事情がある方は、対象となる場合もございますので、ご相談ください。

Q 3 見守り(安否確認)が必要な状況とは、どういう状況か

- A 3 見守り(安否確認)が必要な状況は、対象者が以下の(1)～(3)の全てに該当している場合を想定しております。
- (1) 自宅で生活する時間が半日以上ある。
 - (2) 身体的障害・疾病、認知機能の低下等により、日常生活に支障がある。
 - (3) 配食サービスの配達時間内に、親族や介護保険サービスによる支援を受けていない。

対象とならないケース(例)

- ・親族とは別居だが、ほぼ毎日対象者宅に訪問して、見守り支援ができています。
- ・対象者に身体的・病的な問題がなく、支援を受けずに外出できる場合

※(3)については、親族や介護サービスの支援と、配食サービスの時間帯が重なっていない場合は、該当になります。(昼食は午前9時から12時、夕食は午後2時から午後5時)

※同居家族の方がいる場合でも、“病気で支援ができない”などのご事情がある方は、対象となる場合もございますので、ご相談ください。

Q 4 対象者は同居家族がいるが、日中仕事に出ていて実質日中独居となるが対象になるか

A 4 対象にはなりません。

本市が実施する高齢者福祉サービスのうち、ひとり暮らしを要件としているサービスを受給する際の認定基準について、以下のとおり定めております。

1) ひとり暮らしかどうかの認定は、住民記録上ではなく、実態で判断する。

ケース	状況	認定の可否
①	住民記録上二世帯だが、他の世帯員が長期入院・施設入所しており、実質一人で生活している。	○
②	住民記録上世帯分離しているが、実際は家族と同居している。	×

2) 家族が近隣に居住し見守りが可能な高齢者は、ひとり暮らしとみなさない。

ケース	状況	認定の可否
③	「同一敷地内」、「隣接地」、「通りを挟んだ向かい」、「同一班内」又は「隣接する班」に家族が居住	×
④	同じマンションやアパート内に家族が居住	×
⑤	上記以外で、同じ行政区内に家族が居住	○

3) 日中のみの独居は、ひとり暮らしとみなさない。

ケース	状況	認定の可否
⑥	同居家族が働いており日中独居だが、夜には家族が帰宅する。	×

4) その他

認定に疑義が生じたときは、市関係者及び関係機関等と協議の上決定するものとする。

Q 5 配食サービスは、週に何日利用できるか

A 5 配食サービスは、生活状況に合わせて、**週2日から週7日の範囲で**、ご利用回数を決めることができます。利用のイメージは下記のとおりとなります。

	月	火	水	木	金	土	日
昼食		配食					
夕食		配食					

← 昼食と夕食の2回でも**週1日**ではご利用になれません。

	月	火	水	木	金	土	日
昼食	配食		配食		配食		配食
夕食		配食	配食	配食			

← **週2日以上**であれば、生活状況に合わせてご利用いただけます

Q6 デイサービス利用日の夕食について市の配食サービスを利用できないのか

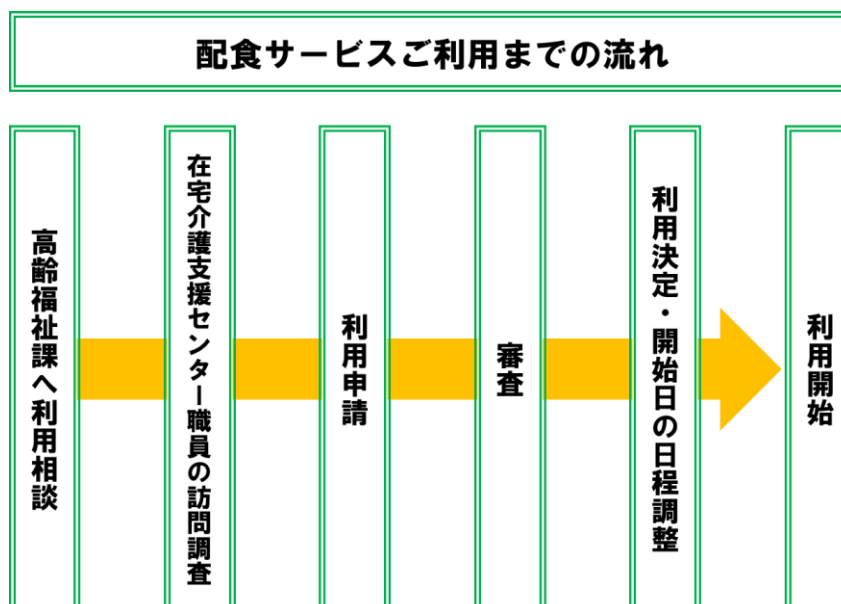
- A6 配食サービスは見守りを目的としており、お弁当は本人への手渡しが原則となります。配食の配達時間は、昼食が午前9時から12時、夕食が午後2時から午後5時となっており、配達時間の指定ができません。夕食の配達時間が、デイサービスの利用時間と重複している場合、配達時に、利用者が帰宅されていないと、安否確認ができない等の混乱が生じることから、デイサービス利用日は、配食サービスをご利用いただけません。

Q7 土浦市高齢者等在宅生活支援配食サービス決定通知書に記載された配食スケジュール以外の曜日や時間帯に、配食サービスを利用することはできるか。

- A7 市の補助対象となる配食サービスは、決定通知書に記載された内容のみとなります。決定通知書に記載がない曜日や時間帯に追加で配食を行う場合、その部分について、配食サービスの適用はございません。現在決定している配食スケジュール以外に配食の必要性がある場合は、事前に委託事業者にご連絡のうえ、土浦市高齢者等在宅生活支援配食サービス利用変更届（様式第3号）を委託事業者にご提出ください。なお、介護保険サービス等で見守り機能が重複してしまう時間帯の配食サービスの利用はできないため、民間事業者の配食サービスをご利用ください。

Q8 すぐに市の配食サービスを利用したいが、申請してから市の配食サービスの利用が決定するまでの間に配食サービスを利用できるか

- A8 市の配食サービスの利用が決定するまでは、ご利用になれません。配食サービスご利用までの流れは、下記のとおりです。市の配食サービスが決定するまでの間に食事の確保が必要な場合、全額自己負担となりますが、民間事業者の配食サービス等の利用をご検討ください。



Q9 配食は利用者本人が受け取らなければいけないか

- A9 配食サービスは、配食事業者がお弁当を本人に手渡しし、健康状態等の声掛けによる見守り（安否確認）をするものです。そのため、お弁当は本人への手渡しが原則となります。
- 手渡しの際に、見守りと、サービス利用状況の確認のため、利用者ご本人様に、確認票への捺印またはサインをいただいております。
- 配食サービスの時間帯に病院受診等の外出予定があり、お弁当を受け取れない場合には、昼食は前日の午後5時までに、夕食は当日の午前10時までに委託事業者にキャンセルのご連絡をお願いいたします。
- 期限を過ぎてのキャンセルは費用が発生しますので、ご了承ください。

Q10 配食サービスの費用の支払いは現金のみか

- A10 配食サービスの費用は、原則配食時に現金でお支払いいただきます。
- ただし、身体的障害、疾病、認知機能の低下等により現金でのお支払いが困難な場合は、委託業者と協議の上、銀行振込みや口座振替等の代替方法にてお支払いください。

Q11 入院で配食サービスを一時的に中断しているが、退院後すぐに再開できるか

- A11 入院等の理由により配食サービスを一時中断した場合、中断した日から3ヶ月未満で再開する場合は、委託業者に連絡してすぐに再開することができます。
- 中断した日から3ヶ月以上経過している場合は、新規申請となりますので、高齢福祉課にご連絡ください。